

盛土規制法 許可要件・規模チェックリスト

(分かる範囲で御記入のうえ相談窓口へお持ちください)

土地の所在地	地番まで御記入ください		
盛土・切土の高さ	最大値で御記入ください	盛土・切土の面積	
盛土・切土の目的			

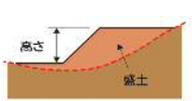
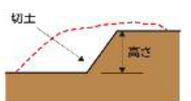
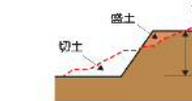
許可対象となる盛土等の規模

赤文字

 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

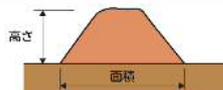
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

許可事務公所判定チェックリスト

- 都市計画法第29条(開発許可)の許可を要する
- 自然環境保全法第25条第4項の許可又は第28条第1項の届出を要する
- 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の許可又は第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第2項の届出を要する
- 自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する
- 県立自然公園条例第10条第4項の許可又は第12条第1項の届出を要する
- 森林法第10条の2の許可若しくは協議又は第10条の8の届出を要する
- 森林法第26条又は第26条の2の保安林解除申請を要する
- 森林法第34条の許可又は届出を要する
- 国有林野管理経営法第7条の貸付手続を要する
- 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の許可を要する
- 農地法第4条又は第5条の許可を要する

いわて盛土情報システムの担当課区分図の判定結果 →

都市計画法開発許可手続きにおける盛土規制法みなしチェックフロー

